

# アメリカの紛争処理手続きについて 法律英語の観点から詳細に解説!

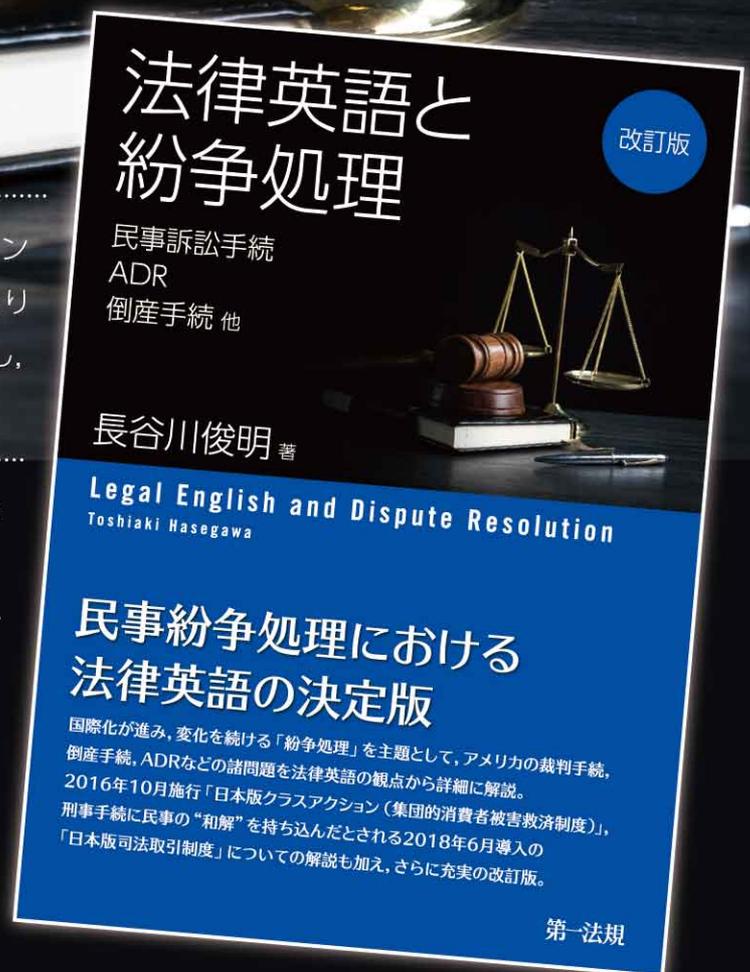
改訂版

## 法律英語と紛争処理

民事訴訟手続, ADR, 倒産手続 他

長谷川俊明 著

- 2016年10月施行の「日本版クラスアクション（集团的消費者被害救済制度）」や2018年より導入された日本版司法取引制度の解説を追加し、大幅に改訂!
- ADR, 日本版司法取引, 差止請求, 倒産手続等にまで踏み込んで解説!
- 企業法務, 国際金融取引, 国際訴訟等に深い知見を持つ渉外弁護士により, アメリカの紛争処理の手続き全体について法律英語の観点から詳細に解説した基本書!
- 日本版司法取引についての解説を大幅に追加!



A5判・352頁 定価 本体3,400円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 目次

## 第I部

### アメリカの法文化と民事訴訟手続

- 1 司法国家アメリカの成り立ち
- 2 アメリカ社会における「差別」訴訟
- 3 取引社会アメリカのわなの構造
- 4 アメリカ法のルーツ
- 5 アメリカの私法
- 6 アメリカ法を担う人たち
- 7 アメリカの民事裁判制度
- 8 Jurisdiction
- 9 Forum Non Conveniens
- 10 Standing
- 11 Service of Process
- 12 Discovery

## 内容見本

108 第I部 アメリカの法文化と民事訴訟手続

らしかぬない。

**4 日本における民事裁判のIT化**

日本では、2017年10月、内閣府日本経済再生総合事務局が、有識者による「裁判手続等のIT化検討会」を立ち上げ、さまざまな角度から議論を重ねてきた。

その結果、2018年3月30日同検討会が「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー13つのeの実現に向けて」を公表するに至った。「取りまとめ」の内容上のキーポイントは以下のとおりである。

(1) 「13つのe」の実現  
「13つのe」とは、①e提出(e-Filing)、②e事件管理(e-Case Management)、③e法廷(e-Court)を指す。

①に関しては、e-Filingの実現として、紙媒体の裁判書類の裁判所への持参・郵送などに代え、24時間365日利用可能な、電子情報によるオンライン提出へ順次移行し、一本化していく。

オンラインによる訴え提起に移行し、これに際しての証拠書類、委任状などの提出も同様電子化したもの提出に足りるとすべきである。

提訴手数料の納付も、インターネットバンキングやクレジットカードなどを用いた電子決済が望ましい。

訴状や判決書の送達、答弁書その他争点面などの提出についても、オンラインで迅速かつ効率的に行うことが望ましい。

②のe-Case Management

争地帯の裁判地(フォーラム)について、手続の遅延や不透明な規定がなされていなかったアメリカではほとんど州、州主要国、シンガポール、米国の立法が日本企業が当事者となるインターネット取引の安定的な発展に寄与していることは間違いない。

日本における民事裁判のIT化について解説!

- 13 電子文書の証拠能力・証拠力とE-Discovery
- 14 Trial とJury System
- 15 Pleading
- 16 Master
- 17 Class Action
- 18 Judgment
- 19 Execution
- 20 懲罰的賠償と三倍賠償
- 21 製造物(者)責任とロング・アーム法
- 22 連邦PL(製造物責任)法
- 23 コモンローの記録学(記録と法文化)

## 第II部 ADR

- 1 ADRとは
- 2 Arbitration(仲裁)
- 3 mediation とconciliation
- 4 知的財産権紛争とADR

292 第III部 差止請求、倒産手続、その他

必要がある。

特定責任追及の訴えにおける株主は、次の株式所有要件を満たさなくてはならない。すなわち、①最終完全親会社等の総株主(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く)の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主、②最終完全親会社等の発行済株式(自己株式を除く)の100分の1以上の数の株式を保有する株主に限って提起することができる。

この「100分の1」は、定款でこれを下回る割合を定めることができる。

(3) 追及できる「特定責任」  
「特定責任」は、当該株式会社の子会社等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等およびその完全子会社等における当該株式会社の株式の帳簿価格が当該最終完全親会社等の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合においては、その割合)を超える場合における親会社及びその子会社の株式の帳簿価格が当該親会社の総資産額の5分の1を超えている場合をいう(同847条の3第4項)。

差止防止のためにも多重代表訴訟による責任追及の対象は親会社の取締役等に相当するような重要な子会社の取締役に限ることとし、その重要性の判断基準については、簡易組織再編の規律等(同784条3項等)を参考として、責任の原因である事実が生じた日において親会社が有する子会社の株式の帳簿価格が当該親会社の総資産額の5分の1を超えている場合とした。

海外で提起される多重代表訴訟制度の導入が日本企業の海外訴訟リスクを増大させることは必ずしもつながらないとする意見もある。ただ、日本企業が最も恐れるのは、次のような事例における訴訟提起である。

【事例】  
X社は、アメリカにおいて100%出資の現地法人X', Inc.を通じて事業を展開している。ところが、X'は連邦反トラスト法に違反した料で多額の制裁金を支払った。親会社Xは、かつてADR(アメリカ預託証券)を発行

日本における多重代表訴訟について、事例をもちいて解説!

## 第III部

### 差止請求、倒産手続、その他

- 1 Injunction
- 2 国際倒産手続
- 3 民事訴訟法などの法改正とアメリカ法
- 4 主権免責特権と日本における判例変更
- 5 対アメリカの通商摩擦と紛争処理
- 6 アメリカ連邦反トラスト法と私訴
- 7 「日本版」対重債務訴訟

## 第IV部

### 資料

裁判書類(訴状、質問状)  
チャプター・イレブン手続の下での特定履行強制  
—継続的契約に準じた扱いはどこまで許されるか—  
アメリカにおける特許侵害訴訟  
—日本の制度と比較しながら—  
事項索引

7 「日本版」多重代表訴訟 293

アメリカでは、会社の有する訴権を株主が代わって行使することが認められており、親会社株主が子会社の役員を追及することも判例法上許され、多重代表訴訟が認められている。とはいっても、本事例での裁判が訴訟要件をクリアして本案であるX'の役員責任判断にすりぬけかというところまでは考えられない。親会社の株主に、子会社の役員を代表訴訟で訴える原告適格があるか否かを、いずれの国の法律に従ってすべきかが問題となるからである。

これまで、日本企業などアメリカにおける外国企業の在米子会社役員が被告となった株主代表訴訟は何件も起こされているが、アメリカの判例は連邦裁判所、州裁判所ともに、親会社の設立準拠法が適用されるべきものとしている。

事例でいえば、X社の設立準拠法、すなわち日本の会社法によって判断されることになり、現在同法が多重代表訴訟を認めない以上、原告・株主の主張が認められると判断される。当事者間で実際に起こされた訴訟があるので紹介する(Cir. 1998)。

アメリカ在住のADR保有者の役員に対して起こされた「贈賄計画(bribery and kickback scheme)」に関する会社に損害を与えた結果を役員として防止できなかった点にあった。

詳細・お申し込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

→ 第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

## 申込書(第一法規刊)

### 改訂版 法律英語と紛争処理 —民事訴訟手続、ADR、倒産手続 他

●定価3,740円(本体3,400円) [コード065441]

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いずれかを✓で選択ください) □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけです。
---	--	--

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

機関名 \_\_\_\_\_ 部署名 \_\_\_\_\_ □公用 □私用

フリガナ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_ 様 ④ E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスののご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoiki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印